

平成 28 年度周南市病院事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 平成 28 年度周南市病院事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 平成 28 年度周南市病院事業会計予算第 4 条の次に次の 1 条を加える。

（債務負担行為）

第 4 条の 2 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
新南陽市民病院 指定管理料	平成 28 年度から 平成 33 年度まで	14,748,996 千円

平成 29 年 2 月 22 日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

債務負担行為に関する調書

(単位:千円)

事 項	限度額	前年度末までの支払 義務発生(見込)額		当該年度以降の支 払義務発生予定額		左の財源内訳
		期間	金額	期間	金額	病院事業収益
新南陽市民病院 指定管理料	14,748,996			平成28年度から 平成33年度まで	14,748,996	14,748,996